

市民インターネット環境等構築業務 仕様書

1 業務名 市民インターネット環境等構築業務

2 目的

新型コロナ感染拡大防止のため、インターネットを介した会議・研修および場所にとられない環境の構築が求められている。（新型コロナ感染症対策）

また、誰もが、市民サービスのICT化の進展による利便性を享受できるよう、これまでパソコンやスマートフォン等を利用していなかった者同士で使い方を共有し合える環境構築が必要とされている。（デジタルデバイド対策）

以上の事から、市民向けポケットWi-Fi および共用パソコンを導入し、様々な用途に対応可能なインターネット環境を構築する。

3 業務概要 市民等が利用できるインターネット環境を構築する。

(1) 共用パソコン

(2) 市民向けポケットWi-Fi

4 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

5 履行場所 守山市役所、市内7公民館

6 遵守事項 機器設定等の作業方針として以下の項目を遵守すること。

ア 既存のシステム運用に影響を与えないこと。

イ 総務省セキュリティガイドラインの要件を満たすこと。

7 機器設定等 ※別紙「調達機器の仕様」参照

以下に示す仕様を満たす端末等とモバイルデータ通信を提供すること。

7-1 共用パソコン機器仕様

(1) 別紙「調達機器の仕様」以上の性能のものは可とする。基準品以外の機器を導入する場合は、令和5年2月14日までに、同等品扱い承諾申請書を提出すること。なお、承認した同等品については、申請者のみ認める。回答については、令和5年2月16日午後1時より、申請者に電子メールで回答する。

(2) 機器の設定等

ア 本契約で調達するモバイルデータ通信でインターネット利用が出来るよう設定すること。

イ 本市が指定する全ての機能・アプリケーションのインストール、ホーム画面、ブックマーク等の設定を行うこと。

ウ 上記目的と関わらないソフトはアンインストールし納品すること。アンインストールするソフトについては契約後、本市と協議し決定すること。

エ ウイルス対策ソフトをインストールし端末を納品すること。

ウイルス対策ソフトには、ウイルス検出、除去に加え、不要な外部デバイスとの接続を排除する機能、不要なサイトへの通信を遮断する Web フィルタリング機能を有すること。なお、見積額には当該ソフトのインストール、利用にかかる費用を含めるものとする。また、インターネットを通じて定義ファイルを自動更新し、常に最新の状態で利用できること。

オ OS・Office のライセンス認証を行い納品すること。

(3) 導入に際して、梱包材等、本市が不要と判断するものを撤去すること。

7-2 市民向けポケット Wi-Fi (モバイルデータ通信) 仕様

(1) 本市提供の Wi-Fi を利用できる端末 (モバイル Wi-Fi ルーター: Aterm MR05LN 以下「モバイル端末」) に SIM (以下「Wi-Fi 用 SIM」) を設定・導入すること。

ただし、安定通信等のために本市提供以外のモバイル端末の導入は妨げないが、その導入に伴う追加費用がある場合は、見積額に含めること。

(2) Wi-Fi 用 SIM は、モバイル端末 1 台に対して 1 枚導入 (計 10) し、LTE 通信で 1 か月あたり 50GB 以上のデータ通信を利用できること。

(3) データ通信料 (Wi-Fi 用 SIM 利用料) は、別紙 1 調達機器の納品・完了検査後に一括で支払うものとし、これ以外にデータ通信利用において発生した追加費用は、全て受託者が負担すること。

7-3 導入作業について

共用パソコン機器、モバイルデータ通信の導入においては、以下を遵守すること。

(1) 設定作業前に作業スケジュール等を作成し、本市に提出すること。

(2) 管理者・利用者向けログイン ID・パスワードについての一覧を作成すること。

(3) 機器の納品は平日午前 9 時から午後 5 時までの間に行うこと。

(4) 納入した調達機器 (共用パソコン) の無償保証期間は 1 年間とし、故障等が発生した場合は速やかに対応すること。

7-4 納品場所 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号
守山市総合政策部 ICT 政策課

8 その他

(1) 機密保護・個人情報保護・情報セキュリティ管理

受託者は、本受託業務に関して直接または間接に知り得た一切の情報は本業務以外に使用し、または、受託作業期間のみならず、その終了後も第三者に開示もしくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置をとること。また、業務終了後も同様とする。

受託者は、本受託業務に関して許可を得て複写（データ、文書）したときは、文書・支給品等の管理を行い、本受託業務の終了後、速やかに複写した内容を消去すること。

(2) 権利の帰属

本調達にかかる作業によって、新たに作成された成果物の著作権については、本市と受託者両者の共有物とする。ただし、本市や受託者が従前から有していた成果物の著作権はそれぞれに帰属する。

(3) 再委託

受託者は、担当業務の全部、または主要部分を第三者に委託（再委託）することを禁止する。ただし、担当業務の一部を委託する場合、明確な再委託部分（内）、再委託先、再委託理由、管理体制を文書で提出し、本市が認める場合はこの限りではない。その場合、その最終的な責任は受託者が負うこと。

(4) 瑕疵担保責任

本業務の完了検査後、1年以内の期間において、本業務の成果物に関して、システムの安定稼働に関わる瑕疵の疑いが生じ、本市が必要と認めた場合、受託者は速やかに瑕疵の疑いについて調査し回答すること。

調査の結果、本業務の成果物に関しての瑕疵が認められた場合、受託者の責任と負担において速やかに改修すること。

(5) 法令の順守

関係法令・条例・規則および本市情報セキュリティポリシーを順守すること。

(6) その他

業務を進めるうえで本仕様書に記載のない事項については、本市と受託者とが協議の上その都度決定するものとする。

9 本仕様に関する問い合わせ

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市総合政策部ICT政策課

TEL 077-582-1124 メール johosystem@city.moriyama.lg.jp

調達機器の仕様

1 調達機器

(1) 共用パソコン機器

機器	数	概要	備考
タブレット端末	10	参考機器①：Surface Go3	
ペン	10	参考機器①で使用できるもの	
タイプカバー	10	参考機器①で使用できるもの	
USB接続ポート	10	参考機器②：U3HC-A430BBK ※TypeC/※TypeA：4ポート以上	
端末専用ケース(バック)	10	参考機器を収納・持運びできるもの	

(2) 市民向けポケットWi-Fi (モバイルデータ通信)

機器	数	概要	備考
Wi-Fi用SIM	10	5年間パックDATA50GB ※	

※納品において、モバイル端末を使用できるように設定すること

2 調達機器 (タブレット端末等) 詳細

区分	要件		備考
OS	Windows10Professional以降		(注1)
CPU	インテルCore i3以上		
メモリ	4GB以上		
ストレージ	64GB以上		
光学ドライブ	不要		
液晶ディスプレイ	10.5型以上 1,920×1,280ドット以上 タッチパネル式		
内蔵 インター フェース	有線LAN	不要	-
	USB	USB2.0準拠以上 (Type-C)	合計1ポート以上
	ウェブカメラ	リアカメラ 約800万画素以上、フロントカメラ 約500万画素以上	
通信機能 (無線LAN)	IEEE802.11a/b/g/n/ac準拠以上		
ペン	提案する端末で使用できるもの	(注2) (注3)	
タイプカバー	提案する端末で使用できるもの	日本語キーボード	
バッテリー	内蔵		
質量	タブレットのみ 600g以下、キーボード装着時 1.0kg以下		

(注1) バージョンについては、納品時点における最新版とする。

(注2) メーカー純正品でない場合、保証対応が可能な製品であること。

(注3) 非充電式の場合、対応する電池を併せて納品すること。

3 調達ソフトウェア (タブレット端末へインストール等)

品名	数量	備考
【製品指定】Microsoft SiCSP Office LTSC Standard 2021	10	・プリインストール不可 ・インストールメディア (1枚) を納品すること
【製品指定】トレンドマイクロ ウイルスバスタービジネスセキュリティサービス	10	・5年間分